

東京大学リサーチ・アドミニストレーターの認定に関する内規

平成28年9月29日

総長 裁定

平成29年8月31日一部改正

令和2年7月16日一部改正

(趣旨)

第1条 この内規は、「東京大学リサーチ・アドミニストレーター制度に関する実施方針」(以下「実施方針」という。)に基づき、リサーチ・アドミニストレーター(以下「URA」という。)の認定に関し、必要な事項を定める。

(認定の区分及び基準)

第2条 URAの認定は、別表の認定区分に応じ、同表に定める基準に基づき、リサーチ・アドミニストレーター推進室(以下「URA推進室」という。)の審査を経て、総長が行う。

(審査及び認定)

第3条 URAの認定は、審査を受けようとする教職員(採用予定者を含む。)の申請に基づいて行うものとする。

- 2 前項の申請については、前条の区分ごとに所定の申請書をURA推進室長に提出するものとする。
- 3 URA推進室長は、毎年1回以上、URAの認定に関する審査を行い、その結果を総長に報告しなければならない。
- 4 総長は、前項のURA推進室長の審査結果の報告を踏まえ、URAの認定を行う。
- 5 URAの認定の申請及び審査について必要な事項は、URA推進室長が別に定める。

(呼称)

第4条 URAの認定を受けた者は、別表の認定区分に応じ、それぞれ「東京大学URA」、「東京大学シニアURA」、「東京大学プリンシパルURA」の呼称を用いることができる。

(取消)

第5条 総長は、URAの認定を受けた者が第2条に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、URA推進室の審査を経て、認定を取り消すことができる。

(細則)

第6条 この内規に定めるもののほか、URAの認定に関し必要な事項は別に定める。

別表（第2条、第4条関係）

認定区分（呼称）	基準
東京大学リサーチ・アドミニストレーター （東京大学 URA）	以下の経験を有すると認められる者 ・学内外を問わず実施方針第1条各号に規定する業務（以下「URA 業務」という。）に原則として3年以上従事した経験
東京大学シニア・リサーチ・アドミニストレーター （東京大学シニア URA）	以下の能力及び経験を有すると認められる者 ・広範な知識及び経験に基づく高度な判断・対応能力 ・原則として、5年以上の東京大学 URA としての業務経験又は学内外を問わず8年以上 URA 業務に従事した経験
東京大学プリンシパル・リサーチ・アドミニストレーター （東京大学プリンシパル URA）	以下の能力をいずれも有すると認められる者。ただし、本学の URA として認定されていない者については、以下の能力と同等の能力をいずれも有すると認められる者 ・東京大学シニア URA の中でも特に優れた知識、経験及び専門性に基づく極めて高度な判断・対応能力 ・URA 業務の現場において他の URA へ指導又は他の URA の業務を統括するなどリーダーシップを発揮し、中核的役割を担う能力

附 則

この裁定は、平成28年9月29日から実施する。

附 則

この裁定は、平成29年8月31日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年7月16日から実施する。